

川西町県有地活用基本計画等策定業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和7年6月23日

奈良県知事 山下 真

1 業務概要

- (1) 業 務 名 川西町県有地活用基本計画等策定業務委託
- (2) 業務履行場所 磯城郡川西町下永地内
- (3) 業 務 内 容 4 (2) により交付する「実施要項」に示す業務委託の内容のとおり
- (4) 業務量の目安 57,244 千円（消費税及び地方消費税込み）を限度
- (5) 履 行 期 限 令和8年3月19日（木）

2 参加資格

参加できる者は、次のすべての要件を満たしていること

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 令和7年6月23日（月）から本業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- ウ 奈良県内に本支店、営業所等を有する法人の場合は、奈良県税を滞納（もしくは未納）している者でないこと。奈良県内に本支店、営業所等を有しない法人の場合は、本店所在地の法人事業税を滞納（もしくは未納）している者でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）
- オ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- カ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- キ 奈良県暴力団排除条例（平成23年奈良県条例第35号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- ク 次のいずれかに該当する者
 - 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」部門の資格を有している者で、次のいずれにも該当する者
 - ① 奈良県内に本店、支店又は営業所等がある者
 - ② 過去10年以内（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで。以下同じ。）に完了した「運動公園」に関する基本計画策定業務の履行実績（国又は地方公共団体が発注したもの）を有する者

3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

4 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

郵便番号 630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県 地域創造部 大和平野中央構想・スタートアップ推進課

電話番号：0742-27-8946

(2) 実施要項の交付方法等

ア 交付方法

奈良県ホームページ「奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課」

又は上記（1）の担当部局において交付します。

イ 交付期間

令和 7 年 6 月 23 日（月）から同年 7 月 16 日（水）まで

ただし、担当部局から入手の場合は、上記期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除く。）とします。

(3) 参加表明書、企画提案書の提出等

上記（2）により交付する実施要項に示すところによります。

(4) 受託事業者の選定

上記（2）により交付する実施要項に示すところによります。

5 その他

(1) 本業務の企画提案への参加に係る費用は参加者の負担とします。

(2) 提出された企画提案書等は返却しません。

(3) その他については実施要項及び仕様書に示すところによります。

6 奈良県公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

(1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定の届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

以上